神戸税関	十三人	七人	五人	五人	一
門司税関	五人	一人	六人	二人	一
長崎税関	三人	一人	二人	一	一
合　計	百十一人	三十九人	四十八人	十九人	一人

（上席調査官及び調査官）

第三百三十七条　各税関を通じて調査部に、上席調査官二百二十五人以内及び調査官三百四十一人以内を置く。

［２・３　略］

（上席審理官及び審理官）

第三百三十八条　各税関を通じて調査部に、上席審理官八十六人以内及び審理官百四十九人以内を置く。

［２・３　略］

第三百四十三条　［略］

［２～７　略］

８　東京税関成田税関支署に、次長五人を、東京税関羽田税関支署及び大阪税関関西空港税関支署に、次長それぞれ四人を、東京税関成田航空貨物出張所及び名古屋税関中部空港税関支署に、次長それぞれ三人を、東京税関大井出張所、横浜税関千葉税関支署、横浜税関本牧埠頭出張所、横浜税関川崎外郵出張所、名古屋税関清水税関支署、名古屋税関西部出張所、大阪税関南港出張所、神戸税関水島税関支署、神戸税関広島税関支署、神戸税関六甲アイランド出張所、神戸税関ポートアイランド出張所、門司税関下関税関支署、門司税関博多税関支署及び門司税関福岡空港税関支署に、次長それぞれ二人を、函館税関札幌税関支署、函館税関千歳税関支署、東京税関新潟税関支署、東京税関東京外郵出張所、横浜税関仙台塩釜税関支署、横浜税関鹿島税関支署、横浜税関川崎税関支署、横浜税関大黒埠頭出張所、名古屋税関四日市税関支署、大阪税関伏木税関支署、大阪税関大阪外郵出張所、神戸税関姫路税関支署、神戸税関境税関支署、門司税関徳山税関支署、門司税関大分税関支署、門司税関田野浦出張所及び長崎税関鹿児島税関支署に、次長それぞれ一人を置く。

［９・10　略］

（上席監視官及び監視官）

第三百三十五条　沖縄地区税関に、上席監視官十六人以内及び監視官三十三人以内を置く。

［２・３　略］

（上席調査官及び調査官）

第三百三十八条　沖縄地区税関に、上席調査官六人以内及び調査官九人以内を置く。

［２・３　略］

（上席審理官及び審理官）

第三百三十九条　沖縄地区税関に、上席審理官二人以内及び審理官九人以内を置く。

［２・３　略］

（調整室及び監督評価官室並びに国税企画官）

第四百五条　総務課に、調整室及び監督評価官室並びに国税企画官一人を置く。

［２～４　略］

神戸税関	十三人	七人	六人	四人	一
門司税関	五人	一人	五人	二人	一
長崎税関	三人	一人	二人	一	一
合　計	百十一人	三十七人	四十八人	十八人	一人

（上席調査官及び調査官）

第三百三十七条　各税関を通じて調査部に、上席調査官二百二十一人以内及び調査官三百四十九人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席審理官及び審理官）

第三百三十八条　各税関を通じて調査部に、上席審理官八十三人以内及び審理官百四十九人以内を置く。

［２・３　同上］

第三百四十三条　［同上］

［２～７　同上］

８　東京税関成田税関支署、東京税関羽田税関支署及び大阪税関関西空港税関支署に、次長それぞれ四人を、東京税関大井出張所、横浜税関千葉税関支署、横浜税関大黒埠頭出張所、横浜税関本牧埠頭出張所、名古屋税関清水税関支署、名古屋税関西部出張所、大阪税関南港出張所、神戸税関水島税関支署、神戸税関広島税関支署、神戸税関六甲アイランド出張所、神戸税関ポートアイランド出張所、門司税関下関税関支署、門司税関博多税関支署及び門司税関福岡空港税関支署に、次長それぞれ二人を、函館税関札幌税関支署、函館税関千歳税関支署、東京税関新潟税関支署、東京税関東京外郵出張所、横浜税関仙台塩釜税関支署、横浜税関鹿島税関支署、横浜税関川崎税関支署、横浜税関川崎外郵出張所、名古屋税関四日市税関支署、大阪税関伏木税関支署、大阪税関大阪外郵出張所、神戸税関姫路税関支署、神戸税関境税関支署、門司税関徳山税関支署、門司税関大分税関支署、門司税関田野浦出張所及び長崎税関鹿児島税関支署に、次長それぞれ一人を置く。

［９・10　同上］

（上席監視官及び監視官）

第三百三十五条　沖縄地区税関に、上席監視官十四人以内及び監視官二十三人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席調査官及び調査官）

第三百三十八条　沖縄地区税関に、上席調査官五人以内及び調査官九人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席審理官及び審理官）

第三百三十九条　沖縄地区税関に、上席審理官二人以内及び審理官七人以内を置く。

［２・３　同上］

（調整室及び監督評価官室並びに国税企画官）

第四百五条　総務課に、調整室及び監督評価官室並びに国税企画官一人を置く。

［２～４　同上］